

2013年9月5日
au 損害保険株式会社

突風等により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

9月2日の突風等により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

9月2日の埼玉県越谷市および北葛飾郡松伏町内での突風等により、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じていることから、埼玉県は災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『au 損保カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【法適用日】

[埼玉県]

越谷市（こしがやし） 【 9月2日 】

北葛飾郡松伏町（きたかつしかぐんまつぶしまち） 【 9月2日 】

■ ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800-700-0600（無料）
	営業時間：9時～18時（年末年始を除く）

以 上